

《参考》

教保第2069号

令和4年9月8日

府立学校 校長・准校長 様

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）

この度、令和4年9月7日付け厚生労働省事務連絡により、新型コロナウイルス感染症の患者（以降、「り患者」とする）に対する療養期間等の見直しが決定されました。

については、り患者への対応について、以下のとおりとしますので貴校教職員に周知するとともに、児童生徒等の出席停止等について適切に対応ください。

また、本対応は、9月7日からの適用となりますが、9月7日時点でり患者である者についても本対応に置き換え適用されることとなりますので、保護者等から連絡があった際には適切に対応願います。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

【厚生労働省 令和4年9月7日付け事務連絡から抜粋】

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・ 発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・ 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。
- ※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。 ※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・ 検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・ 加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

【参考】厚生労働省 HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

府健康医療部 HP：新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00419373/noukousessyokusya.pdf>

【り患者に対する対応】

・ 出席停止期間について

り患者にかかる療養期間に対応した期間を出席停止とすること

・ 療養期間の解除後（出席停止期間終了後）の行動指示について

一定期間（注1）、「感染リスクの高い行動（注2）」を控えるよう指示すること

注1 有症状の場合 … 発症日から10日間経過するまで

無症状の場合 … 検体採取日から7日間経過するまで

注2 「感染リスクの高い行動」の例

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触
- ・ 上記の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問
- ・ 不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加（教育活動を除く）

【連絡先】 保健体育課 保健・給食グループ 松本・大更（おおふけ）

TEL：06-6944-9365 FAX：06-6941-4815